

ID: 36

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

処分の概要	使用許可		
例規名 根拠条項	赤平市公民館使用条例 第2条第1項(第14条において読み替える場合を含む。)		
例規番号	昭和48年条例第40号		
<p><b>【根拠条文】</b> (使用許可) 第2条 公民館を使用しようとする者は,あらかじめ赤平市教育委員会(以下「委員会」という。)の許可を受けなければならない。 2 委員会は,前項の許可をする場合において,公民館の管理上必要な条件を付することができる。</p> <p><b>【基準】</b> 根拠条文、第3条及び赤平市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用の制限) 第3条 委員会は,次の各号のいずれかに該当する場合は,使用を許可しない。 (1) 社会教育法(昭和24年法律第207号)第23条の規定にふれるもの (2) 公の秩序を乱し,又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。 (3) 建物,附属設備等をき損若しくは滅失するおそれがあるとき。 (4) その他公益上又は公民館管理運営上支障若しくは不相当と認めるとき。 (公の施設に係る措置) 第7条 市長,教育委員会及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「市長等」という。)は,公の施設(地方自治法第244条第1項に規定する公の施設をいう。)が,暴力団の活動に利用されると認められるときは,当該公の施設の使用を許可又は承認しないものとする。 2 市長等は,既に公の施設の使用を許可又は承認している場合において,当該使用が暴力団の活動に利用されていると認められるときは,当該許可若しくは承認を取り消し,又は当該使用を中止させるものとする。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 38

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

<b>処分の概要</b>	使用料の減免		
<b>例規名 根拠条項</b>	赤平市公民館使用条例 第4条第2項		
<b>例規番号</b>	昭和48年条例第40号		
<p><b>【根拠条文】</b> (使用料) 第4条 公民館使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表第1及び別表第2に定める使用料を前納しなければならない。ただし、委員会が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。 2 委員会は、特に必要と認めたときは、前項の使用料を減免することができる。</p> <p><b>【基準】</b> 根拠条文及び赤平市公民館使用条例施行規則第8条の規定による。 (使用料の減免) 第8条 条例第4条第2項の規定による使用料の減免は、赤平市教育委員会(以下「委員会」という。)が次の各号の一に該当すると認めたときは、当該各号の定めるところにより減免することができる。 (1) 赤平市及び委員会が主催又は共催するもの 免除 (2) 市民が組織する教育関係団体が教育活動のため使用するもの 5割 (3) 市民が組織する社会福祉関係団体が福祉活動に使用するもの 5割 (4) 市民が組織する労働関係団体が学習を目的として使用するもの 5割 (5) 市民が組織する産業経済関係団体が営利を目的としないで使用するもの 5割 (6) その他委員会が特に必要と認めたもの 委員会が別に定める額</p>			
<b>標準処理期間</b>	3日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成27年9月28日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 39

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

処分の概要	使用料の還付承認		
例規名 根拠条項	赤平市公民館使用条例 第5条ただし書		
例規番号	昭和48年条例第40号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (使用料の還付)  第5条 既納の使用料は、還付しない。ただし、委員会が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文及び赤平市公民館使用条例施行規則第7条の規定による。  (使用料の還付)  第7条 条例第5条ただし書の規定による使用料の還付は、次の各号のとおりとする。  (1) 使用者の責任でない理由により、使用することができなくなったとき。 全額  (2) 使用の3日前までの使用の取消しを申し出て相当の理由があると認めるとき。 全額  (3) 附属設備等の使用料及び暖房料 全額  2 前項各号に定める使用料の還付を受けようとする者は、使用料還付申請書(様式第10号又は様式第11号)を館長に提出しなければならない。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 41

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

処分の概要	特別設備等の許可		
例規名 根拠条項	赤平市公民館使用条例 第8条(第14条において読み替える場合を含む。)		
例規番号	昭和48年条例第40号		
<p><b>【根拠条文】</b> (特別施設等の制限) 第8条 使用者は、公民館の使用に当たり特別の設備をし、又は既存の設備を変更しようとするときは、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。</p> <p><b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 43

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

処分の概要	貸出券の交付		
例規名 根拠条項	赤平市図書館設置条例施行規則 第8条		
例規番号	昭和55年教育委員会規則第1号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (貸出券の交付)  第8条 資料の貸出しを希望する者は, 図書貸出券交付申込書(様式第1号)に所定の事項を記入し, 館長に提出して図書貸出券(様式第2号)の交付を受けなければならない。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 44

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

<b>処分の概要</b>	団体利用の承認		
<b>例規名 根拠条項</b>	赤平市図書館設置条例施行規則 第10条第1項		
<b>例規番号</b>	昭和55年教育委員会規則第1号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (団体利用)  第10条 市内の事業所,機関又は団体等で図書館資料を利用しようとする者は,図書貸出申込書(様式第3号)を館長に提出し承認を受けなければならない。  2 団体に利用する図書館資料の貸出し冊数及び期間については,館長がこれを指定する。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文に同じ。</p>			
<b>標準処理期間</b>	1日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成27年9月28日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 45

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

処分の概要	入館の許可		
例規名 根拠条項	赤平市郷土館条例 第6条		
例規番号	昭和51年条例第11号		
<p><b>【根拠条文】</b> (入館の許可) 第6条 郷土館に入館しようとするものは、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。</p> <p><b>【基準】</b> 根拠条文、赤平市郷土館条例施行規則第5条及び赤平市暴力団排除条例第7条の規定による。 (利用の制限) 第5条 次の各号に掲げる者について、郷土館の利用を制限又は禁止する。 (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。 (2) 建物、附属設備を破損若しくは滅失するおそれがあるとき。 (3) その他公益上又は郷土館管理運営上支障若しくは不相当と認めるとき。 (公の施設に係る措置) 第7条 市長、教育委員会及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「市長等」という。)は、公の施設(地方自治法第244条第1項に規定する公の施設をいう。)が、暴力団の活動に利用されると認められるときは、当該公の施設の使用を許可又は承認しないものとする。 2 市長等は、既に公の施設の使用を許可又は承認している場合において、当該使用が暴力団の活動に利用されていると認められるときは、当該許可若しくは承認を取り消し、又は当該使用を中止させるものとする。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 46

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

処分の概要	使用の許可		
例規名 根拠条項	赤平市交流センターみらい条例 第4条第1項		
例規番号	平成11年条例第11号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (使用の手続)  第4条 センターを使用しようとするものは、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。  2 委員会は、前項の許可をする場合において、センターの管理上必要があると認めるときは、その使用について条件を付することができる。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文、第5条及び赤平市暴力団排除条例第7条の規定による。  (使用の制限)  第5条 委員会は、次の各号の一に該当するときは、センターの使用を許可しない。  (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。  (2) 建物、附属設備及び備付物件を破損し、汚損し、又は滅失するおそれがあるとき。  (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。  (4) 前3号に掲げるもののほか、センターの管理上不相当と認めるとき。  (公の施設に係る措置)  第7条 市長、教育委員会及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「市長等」という。)は、公の施設(地方自治法第244条第1項に規定する公の施設をいう。)が、暴力団の活動に利用されると認められるときは、当該公の施設の使用を許可又は承認しないものとする。  2 市長等は、既に公の施設の使用を許可又は承認している場合において、当該使用が暴力団の活動に利用されていると認められるときは、当該許可若しくは承認を取り消し、又は当該使用を中止させるものとする。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日



ID: 48

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	赤平市交流センターみらい条例 第6条第4項		
例規番号	平成11年条例第11号		
<p><b>【根拠条文】</b> (使用料) 第6条 第4条第1項の規定により使用の許可を受けたもの(以下「使用者」という。)は、別表に定める使用料を前納しなければならない。 2 使用者は、備付物件等を使用するときは、前項に定める使用料のほか、規則で定める使用料を前納しなければならない。 3 委員会が特別の理由があると認めるときは、使用料を後納することができる。 4 委員会は、公益上特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。</p> <p><b>【基準】</b> 根拠条文及び赤平市交流センターみらい条例施行規則第6条の規定による。 (使用料の減免) 第6条 条例第6条第4項の規定により委員会が次の各号の一に該当すると認めるときは、当該各号に定めるところにより使用料を減免することができる。 (1) 赤平市又は委員会が主催若しくは共催するもの 免除 (2) 市内の教育、社会福祉、ボランティア関係の団体が諸活動のために使用するもの(収益的事業及び諸宴会等を除く。) 5割 (3) 市内の産業経済、労働関係の団体が研修活動又は諸会議のために使用するもの(収益的事業及び諸宴会等を除く。) 5割 (4) その他委員会が特に必要と認められたもの 委員会が別に定める額</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 50

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

<b>処分の概要</b>	使用料の還付承認		
<b>例規名 根拠条項</b>	赤平市交流センターみらい条例 第9条ただし書		
<b>例規番号</b>	平成11年条例第11号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (使用料の還付)  第9条 既納の使用料は還付しない。ただし、次の各号の一に該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(1) 災害その他使用者の責に帰することのできない理由により、使用できなくなったとき。  (2) その他委員会が特別な理由があると認めたとき。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文及び赤平市交流センターみらい条例施行規則第7条の規定による。  (使用料の還付)  第7条 条例第9条第1号の規定による使用料は、全額還付するものとする。</p> <p>2 使用者が次の各号に定める期日までに使用の取り消しを申し出て、その理由が認められたときは、暖房料、冷房料及び備付物件使用料全額のほか、次の各号に定める基本使用料を還付する。</p> <p>(1) 大ホールについては、使用日の3日前までに届出があったときは、基本使用料の全額、前日までに届出があったときは、基本使用料の5割  (2) 大ホール以外については、使用日の3日前までに届出があったときは、基本使用料の全額</p> <p>3 前2項の規定により使用料の還付を受けようとする者は、センター使用料還付申請書(様式第4号)を委員会に提出しなければならない。</p>			
<b>標準処理期間</b>	3日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成27年9月28日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 51

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

処分の概要	利用の許可		
例規名 根拠条項	赤平市立学校施設の開放に関する規則 第7条		
例規番号	昭和49年教育委員会規則第1号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (利用の許可)  第7条 開放は、赤平市に在住、在勤若しくは在学するものが5人以上の団体を構成し、かつ、当該団体に監督者としての成人が含まれている場合に限り許可するものとする。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文及び第8条の規定による。  (利用の禁止)  第8条 学校施設の開放が次の各号の一に該当する場合は、その利用を認めないものとする。  (1) 特定の政党若しくは公選による公職が候補者を支持し、又はこれらに反対するための利用  その他政治的活動のための利用  (2) 特定の宗教を支持し、又はこれに反対するための利用その他宗教的活動のための利用  (3) もっぱら営利を目的とするための利用</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 53

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

処分の概要	使用の承認		
例規名 根拠条項	赤平市総合体育館設置条例 第5条第1項		
例規番号	昭和61年条例第30号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (使用の承認)  第5条 体育館を使用しようとする者(以下「使用者」という。)は、委員会の承認を受けなければならない。  2 委員会は、前項の承認をする場合において、体育館の管理上必要があると認めるときは、その使用について条件を付することができる。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文、第6条及び赤平市暴力団排除条例第7条の規定による。  (使用の制限)  第6条 委員会は、次の各号の一に該当するときは、体育館の使用を承認しない。  (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。  (2) 建物、附属設備及び備付物件等を破損し、又は滅失するおそれがあるとき。  (3) その他体育館の管理上支障があると認めるとき。(公の施設に係る措置)  第7条 市長、教育委員会及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「市長等」という。)は、公の施設(地方自治法第244条第1項に規定する公の施設をいう。)が、暴力団の活動に利用されると認められるときは、当該公の施設の使用を許可又は承認しないものとする。  2 市長等は、既に公の施設の使用を許可又は承認している場合において、当該使用が暴力団の活動に利用されていると認められるときは、当該許可若しくは承認を取り消し、又は当該使用を中止させるものとする。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 56

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	赤平市総合体育館設置条例 第9条		
例規番号	昭和61年条例第30号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (使用料の減免)  第9条 委員会は、公益上特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文及び赤平市総合体育館設置条例施行規則第8条の規定による。  (使用料の減免)  第8条 条例第9条の規定による使用料の減免基準は、別表第2のとおりとする。  2 使用料の減免を受けようとする者は、使用申請書により委員会の承認を受けなければならない。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 57

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

処分の概要	使用料の還付承認		
例規名 根拠条項	赤平市総合体育館設置条例 第10条ただし書		
例規番号	昭和61年条例第30号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (使用料の還付)  第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号の一に該当するときは、その全額又は一部を還付することができる。</p> <p>(1) 災害その他使用者の責に帰することのできない理由により、使用ができなくなったとき。  (2) 第7条第4号の規定により使用承認を取り消したとき。  (3) その他委員会が特別な理由があると認めたとき。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文及び赤平市総合体育館設置条例施行規則第9条の規定による。  (使用料の還付)  第9条 条例第10条ただし書の規定により使用料の全額又は一部を還付するときは、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 使用者の責に帰することのできない理由により使用不能となったときは、全額還付する。  (2) 条例第7条第4号の規定により使用承認を取り消されたときは、全額還付する。  (3) その他特別の理由があると認めたときは、全額又は一部を還付する。</p> <p>2 前項各号の規定により使用料の還付を受けようとする者は、総合体育館使用料還付申請書(様式第7号)を委員会に提出しなければならない。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 58

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

<b>処分の概要</b>	特別設備等の承認		
<b>例規名 根拠条項</b>	赤平市総合体育館設置条例 第12条		
<b>例規番号</b>	昭和61年条例第30号		
<b>【根拠条文】</b> (特別設備等の制限) 第12条 使用者は, 体育館の使用にあたって, 特別の設備を設け, 又は特殊物件等を搬入しようとするときは, 委員会の承認を受けなければならない。  <b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。			
<b>標準処理期間</b>	5日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成27年9月28日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 60

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

処分の概要	使用の承認		
例規名 根拠条項	赤平市スポーツセンター条例 第5条第1項		
例規番号	平成14年条例第1号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (使用の承認)  第5条 スポーツセンターを使用しようとする者(以下「使用者」という。)は、委員会の承認を受けなければならない。  2 委員会は、前項の承認をする場合において、スポーツセンターの管理上必要があると認めるときは、その使用について条件を付することができる。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文、第6条及び赤平市暴力団排除条例第7条の規定による。  (使用の制限)  第6条 委員会は、次の各号の一に該当するときは、スポーツセンターの使用を承認しない。  (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。  (2) 建物、附属設備及び備付物件等を破損し、又は滅失するおそれがあるとき。  (3) 柔道場、剣道場及び弓道場をスポーツ以外の目的で使用しようとしたとき。  (4) その他スポーツセンターの管理上支障があると認めるとき。  (公の施設に係る措置)  第7条 市長、教育委員会及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「市長等」という。)は、公の施設(地方自治法第244条第1項に規定する公の施設をいう。)が、暴力団の活動に利用されると認められるときは、当該公の施設の使用を許可又は承認しないものとする。  2 市長等は、既に公の施設の使用を許可又は承認している場合において、当該使用が暴力団の活動に利用されていると認められるときは、当該許可若しくは承認を取り消し、又は当該使用を中止させるものとする。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日



ID: 63

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	赤平市スポーツセンター条例 第9条		
例規番号	平成14年条例第1号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (使用料の減免)  第9条 委員会は、公益上特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文及び赤平市スポーツセンター条例施行規則第8条の規定による。  (使用料の減免)  第8条 条例第9条の規定による使用料の減免基準は、別表第2のとおりとする。  2 使用料の減免を受けようとする者は、使用申請書により委員会の承認を受けなければならない。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 64

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

処分の概要	使用料の還付承認		
例規名 根拠条項	赤平市スポーツセンター条例 第10条ただし書		
例規番号	平成14年条例第1号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (使用料の還付)  第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号の一に該当するときは、その全額又は一部を還付することができる。</p> <p>(1) 災害その他使用者の責に帰することのできない理由により、使用ができなくなったとき。  (2) 第7条第4号の規定により使用承認を取り消したとき。  (3) その他委員会が特別な理由があると認めたとき。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文及び赤平市スポーツセンター条例施行規則第9条の規定による。  (使用料の還付)  第9条 条例第10条ただし書の規定により使用料の全額又は一部を還付するときは、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 使用者の責に帰することのできない理由により使用不能となったときは、全額還付する。  (2) 条例第7条第4号の規定により使用承認を取り消されたときは、全額還付する。  (3) その他特別の理由があると認めたときは、全額又は一部を還付する。</p> <p>2 前項各号の規定により使用料の還付を受けようとする者は、スポーツセンター使用料還付申請書(様式第7号)を委員会に提出しなければならない。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 65

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

<b>処分の概要</b>	特別設備等の承認		
<b>例規名 根拠条項</b>	赤平市スポーツセンター条例 第12条		
<b>例規番号</b>	平成14年条例第1号		
<p><b>【根拠条文】</b> (特別設備等の制限) 第12条 使用者は、スポーツセンターの使用にあたって、特別の設備を設け、又は特殊物件等を搬入しようとするときは、委員会の承認を受けなければならない。</p> <p><b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。</p>			
<b>標準処理期間</b>	5日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成27年9月28日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 67

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

処分の概要	使用許可		
例規名 根拠条項	赤平市営テニスコート条例 第5条		
例規番号	昭和53年条例第27号		
<p><b>【根拠条文】</b> (使用許可) 第5条 テニスコートを使用しようとする者は、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。</p> <p><b>【基準】</b> 根拠条文、赤平市営テニスコート条例施行規則第4条及び赤平市暴力団排除条例第7条の規定による。 (許可の基準) 第4条 次の各号の一に該当するときは、その使用を許可しない。 (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。 (2) テニスコートの設置目的に反すると認められるとき。 (3) その他管理上適当でないとき。 2 委員会は、使用の許可をする場合に必要な条件を付することができる。 (公の施設に係る措置) 第7条 市長、教育委員会及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「市長等」という。)は、公の施設(地方自治法第244条第1項に規定する公の施設をいう。)が、暴力団の活動に利用されると認められるときは、当該公の施設の使用を許可又は承認しないものとする。 2 市長等は、既に公の施設の使用を許可又は承認している場合において、当該使用が暴力団の活動に利用されていると認められるときは、当該許可若しくは承認を取り消し、又は当該使用を中止させるものとする。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 69

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	赤平市営テニスコート条例 第7条		
例規番号	昭和53年条例第27号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (使用料の減免)  第7条 委員会は、公益上特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文及び赤平市営テニスコート条例施行規則第7条の規定による。  (使用料の減免)  第7条 条例第7条の規定による使用料の減免基準は、別表のとおりとする。  2 使用料の減免を受けようとする者は、テニスコート使用申込書(様式第1号)により委員会の承認を受けなければならない。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 70

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

処分の概要	使用料の還付承認		
例規名 根拠条項	赤平市営テニスコート条例 第8条ただし書		
例規番号	昭和53年条例第27号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (使用料の還付)  第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号の一に該当するときは、その全額又は一部を還付することができる。</p> <p>(1) 災害その他使用者の責に帰することのできない理由により、使用ができなくなったとき。  (2) その他委員会が特別な理由があると認めたとき。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文及び赤平市営テニスコート条例施行規則第8条の規定による。  (使用料の還付)  第8条 条例第8条ただし書の規定により使用料の全額又は一部を還付するときは、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 使用者の責に帰することのできない理由により使用不能となったときは、全額還付する。  (2) その他特別の理由があると認めたときは、全額又は一部を還付する。</p> <p>2 前項各号の規定により使用料の還付を受けようとする者は、テニスコート使用料還付申請書(様式第3号)を委員会に提出しなければならない。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 72

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	赤平市民プール条例 第5条		
例規番号	昭和60年条例第15号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (使用料の減免)  第5条 委員会は、公益上特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文及び赤平市民プール条例施行規則第6条の規定による。  (使用料の減免)  第6条 条例第5条の規定による使用料の減免基準は、別表のとおりとする。  2 使用料の減免を受けようとする者は、市民プール使用料減免申請書(様式第6号)を委員会に提出しなければならない。  3 委員会は、前項の規定による申請があったときは、第1項の規定により減免の可否を決定し、市民プール使用料減免決定通知書(様式第7号)により申請者に通知するものとする。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 73

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

<b>処分の概要</b>	使用料の還付承認		
<b>例規名 根拠条項</b>	赤平市民プール条例 第6条		
<b>例規番号</b>	昭和60年条例第15号		
<p><b>【根拠条文】</b> (使用料の還付) 第6条 使用料は、委員会が特にやむを得ない理由があると認めたもののほかは、これを還付しない。</p> <p><b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。</p>			
<b>標準処理期間</b>	3日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成27年9月28日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日



ID: 75

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

処分の概要	使用の承認		
例規名 根拠条項	赤平市虹ヶ丘球場条例 第5条第1項		
例規番号	平成15年条例第4号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (使用の承認)  第5条 球場を使用しようとする者(以下「使用者」という。)は、委員会の承認を受けなければならない。  2 委員会は、前項の承認をする場合において、球場の管理上必要があると認めるときは、その使用について条件を付することができる。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文、第6条及び赤平市暴力団排除条例第7条の規定による。  (使用の制限)  第6条 委員会は、次の各号の一に該当するときは、球場の使用を承認しない。  (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。  (2) 建物、附属設備及び備付物件等を破損し、又は滅失するおそれがあるとき。  (3) その他球場の管理上支障があると認めるとき。  (公の施設に係る措置)  第7条 市長、教育委員会及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「市長等」という。)は、公の施設(地方自治法第244条第1項に規定する公の施設をいう。)が、暴力団の活動に利用されると認められるときは、当該公の施設の使用を許可又は承認しないものとする。  2 市長等は、既に公の施設の使用を許可又は承認している場合において、当該使用が暴力団の活動に利用されていると認められるときは、当該許可若しくは承認を取り消し、又は当該使用を中止させるものとする。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 78

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	赤平市虹ヶ丘球場条例 第9条		
例規番号	平成15年条例第4号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (使用料の減免)  第9条 委員会は、公益上特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文及び赤平市虹ヶ丘球場条例施行規則第6条の規定による。  (使用料の減免)  第6条 条例第9条の規定による使用料の減免基準は、別表のとおりとする。  2 使用料の減免を受けようとする者は、使用承認申請書により委員会の承認を受けなければならない。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 79

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

処分の概要	使用料の還付承認		
例規名 根拠条項	赤平市虹ヶ丘球場条例 第10条ただし書		
例規番号	平成15年条例第4号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (使用料の還付)  第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号の一に該当するときは、その全額又は一部を還付することができる。</p> <p>(1) 災害その他使用者の責に帰することのできない理由により、使用ができなくなったとき。  (2) 第7条第4号の規定により使用承認を取り消したとき。  (3) その他委員会が特別な理由があると認めたとき。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文及び赤平市虹ヶ丘球場条例施行規則第7条の規定による。  (使用料の還付)  第7条 条例第10条ただし書の規定により使用料の全額又は一部を還付するときは、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 使用者の責に帰することのできない理由により使用不能となったときは、全額還付する。  (2) 条例第7条第4号の規定により使用承認を取り消されたときは、全額還付する。  (3) その他特別の理由があると認めたときは、全額又は一部を還付する。</p> <p>2 前項各号の規定により使用料の還付を受けようとする者は、球場使用料還付申請書(様式第4号)を委員会に提出しなければならない。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 80

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

<b>処分の概要</b>	特別設備等の承認		
<b>例規名 根拠条項</b>	赤平市虹ヶ丘球場条例 第12条		
<b>例規番号</b>	平成15年条例第4号		
<p><b>【根拠条文】</b> (特別設備等の制限) 第12条 使用者は, 球場の使用にあたって, 特別の設備を設け, 又は特殊物件等を搬入しようとするときは, 委員会の承認を受けなければならない。</p> <p><b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。</p>			
<b>標準処理期間</b>	5日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成27年9月28日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 82

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

処分の概要	使用の承認		
例規名 根拠条項	赤平市スカイスポーツ振興センター設置条例 第5条第1項		
例規番号	平成4年条例第11号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (使用の承認)  第5条 センターを使用しようとするものは、あらかじめ委員会の承認を受けなければならない。</p> <p>2 委員会は、前項の承認をする場合においてセンターの運営上必要があると認めるときは、その使用について条件を付することができる。</p> <p>3 委員会は、次の各号の一に該当すると認める場合は、その使用を承認しない。</p> <p>(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。</p> <p>(2) 建物、付属設備その他の備付物件を破損又は滅失するおそれがあるとき。</p> <p>(3) その他センターの管理上支障があるとき。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文及び赤平市暴力団排除条例第7条の規定による。  (公の施設に係る措置)  第7条 市長、教育委員会及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「市長等」という。)は、公の施設(地方自治法第244条第1項に規定する公の施設をいう。)が、暴力団の活動に利用されると認められるときは、当該公の施設の使用を許可又は承認しないものとする。</p> <p>2 市長等は、既に公の施設の使用を許可又は承認している場合において、当該使用が暴力団の活動に利用されていると認められるときは、当該許可若しくは承認を取り消し、又は当該使用を中止させるものとする。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 84

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	赤平市スカイスポーツ振興センター設置条例 第6条第1項ただし書		
例規番号	平成4年条例第11号		
<p><b>【根拠条文】</b> (使用料) 第6条 前条第1項の規定により使用の承認を受けたもの(以下「使用者」という。)は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、委員会が、特別の理由があると認める場合は、当該使用料を減免することができる。</p> <p>2 前項の規定に基づく使用料について、委員会が、特別の理由があると認める場合は、当該使用料を後納することができる。</p> <p><b>【基準】</b> 根拠条文及び赤平市スカイスポーツ振興センター設置条例施行規則第5条の規定による。 (使用料の減免) 第5条 条例第6条第1項のただし書の規定による減免基準は、別表のとおりとする。</p> <p>2 使用料の減免を受けようとするものは、使用申請書により委員会の承認を受けなければならない。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 85

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

処分の概要	使用料の還付承認		
例規名 根拠条項	赤平市スカイスポーツ振興センター設置条例 第7条ただし書		
例規番号	平成4年条例第11号		
<p><b>【根拠条文】</b> (使用料の還付) 第7条 前条第1項の規定に基づき既に納入した使用料は, 還付しない。ただし, 使用者の責によらない理由で使用することができないときは, この限りでない。</p> <p><b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 87

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

<b>処分の概要</b>	特別設備等の承認		
<b>例規名 根拠条項</b>	赤平市スカイスポーツ振興センター設置条例 第10条		
<b>例規番号</b>	平成4年条例第11号		
<p><b>【根拠条文】</b> (特別設備等) 第10条 使用者は,センターの使用に当たって特別の設備を設け,又は特殊物件を搬入しようとするときは,あらかじめ委員会の承認を受けなければならない。</p> <p><b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。</p>			
<b>標準処理期間</b>	5日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成27年9月28日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日



ID: 89

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

処分の概要	使用の許可		
例規名 根拠条項	赤平パークゴルフ場条例 第4条		
例規番号	平成9年条例第18号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (使用手続)  第4条 パークゴルフ場を使用しようとする者(以下「使用者」という。)は、パークゴルフ場において、使用の手続きをしなければならない。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文、第6条及び赤平市暴力団排除条例第7条の規定による。  (使用の制限)  第6条 委員会は、次の各号の一に該当するときは使用させないものとする。  (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。  (2) 施設又は設備器具を破損又は滅失するおそれがあるとき。  (3) その他管理上支障があると認めたとき。  (公の施設に係る措置)  第7条 市長、教育委員会及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「市長等」という。)は、公の施設(地方自治法第244条第1項に規定する公の施設をいう。)が、暴力団の活動に利用されると認められるときは、当該公の施設の使用を許可又は承認しないものとする。  2 市長等は、既に公の施設の使用を許可又は承認している場合において、当該使用が暴力団の活動に利用されていると認められるときは、当該許可若しくは承認を取り消し、又は当該使用を中止させるものとする。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 90

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

処分の概要	専用使用の許可		
例規名 根拠条項	赤平パークゴルフ場条例 第5条第1項		
例規番号	平成9年条例第18号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (専用使用の手続)  第5条 パークゴルフ場を競技会又は講習会等の目的で専用使用しようとする者は, 前条の規定にかかわらずあらかじめ委員会の許可を受けなければならない。  2 委員会は, 前項の規定により許可する場合に必要な条件を付することができる。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 93

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

<b>処分の概要</b>	使用料の減免		
<b>例規名 根拠条項</b>	赤平パークゴルフ場条例 第8条第3項		
<b>例規番号</b>	平成9年条例第18号		
<p><b>【根拠条文】</b> (使用料) 第8条 使用者は、別表に定める使用料を前納し、利用券の交付を受けなければならない。 2 第5条により専用使用をする者は、許可と同時に使用料を前納しなければならない。 3 委員会は、公益上の理由、その他特別な理由があると認めるときは前項の使用料を減免することができる。</p> <p><b>【基準】</b> 根拠条文及び赤平パークゴルフ場条例施行規則第5条の規定による。 (使用料の減免) 第5条 条例第8条第3項の規定により次の各号の一に該当するときは、使用料を減免することができる。 (1) 赤平市又は委員会が主催又は共催する場合 10割 (2) 市内の社会教育団体等が主催又は主管する場合 5割 (3) 60歳以上65歳未満の者が使用する場合 5割 (4) その他委員会が特にその必要を認めた場合 委員会が別に定める額</p>			
<b>標準処理期間</b>	3日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成27年9月28日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 94

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

<b>処分の概要</b>	使用料の還付承認		
<b>例規名 根拠条項</b>	赤平パークゴルフ場条例 第9条ただし書		
<b>例規番号</b>	平成9年条例第18号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (使用料の還付)  第9条 既納の使用料は還付しない。ただし、次の各号の一に該当するときはその全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(1) 災害その他使用者の責めに帰さない理由により使用することができなくなったとき。  (2) 使用期日の前日までに使用の変更又は取り消しの届出があつて、相当の理由があると認められたとき。  (3) その他特別な理由があると認められたとき。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文に同じ。</p>			
<b>標準処理期間</b>	3日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成27年9月28日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 95

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

<b>処分の概要</b>	特別設備等の許可		
<b>例規名 根拠条項</b>	赤平パークゴルフ場条例施行規則 第6条		
<b>例規番号</b>	平成9年教育委員会規則第2号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (特別設備等の許可)  第6条 使用者が使用にあたり, 特別の設備を設け, 又は特殊物件を搬入しようとするときは, あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文に同じ。</p>			
<b>標準処理期間</b>	5日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成27年9月28日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 96

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

処分の概要	現状変更の許可		
例規名 根拠条項	赤平市文化財保護条例 第11条第1項		
例規番号	昭和46年条例第1号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (現状変更の制限)  第11条 市指定文化財の現状を変更しようとするとき,又は所有者等その他関係者がその保全に影響を及ぼす行為をしようとするときは,あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。ただし,修理その他維持の措置をする場合は,この限りでない。</p> <p>2 委員会は,前項の許可について必要な指示を与え,又は条件を付することができる。</p> <p>3 委員会は,第1項の許可を受けた者が前項の指示又は条件にしたがわないときは,現状変更の停止を命じ,又は許可を取消することができる。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 167

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

処分の概要	使用の承認		
例規名 根拠条項	赤平市ふれあいプラザ設置条例 第4条		
例規番号	昭和62年条例第1号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (使用の承認)  第4条 プラザを次の各号に掲げる行為で使用しようとする者(以下「使用者」という。)は、市長の承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 物品販売、募金その他これらに類する行為で使用する時。  (2) 興行その他これに類する行為で使用する時。  (3) 集会、公演、展示会その他これらに類する催しで使用する時。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文、第5条及び赤平市暴力団排除条例第7条の規定による。  (使用の制限)  第5条 市長は、次の各号の一に該当するときは、プラザの使用を承認しない。</p> <p>(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。  (2) 建物、附属設備及び備付物件等を破損し、又は滅失するおそれがあるとき。  (3) その他プラザの管理上支障があると認めるとき。</p> <p>(公の施設に係る措置)  第7条 市長、教育委員会及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「市長等」という。)は、公の施設(地方自治法第244条第1項に規定する公の施設をいう。)が、暴力団の活動に利用されると認められるときは、当該公の施設の使用を許可又は承認しないものとする。</p> <p>2 市長等は、既に公の施設の使用を許可又は承認している場合において、当該使用が暴力団の活動に利用されていると認められるときは、当該許可若しくは承認を取り消し、又は当該使用を中止させるものとする。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 170

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	赤平市ふれあいプラザ設置条例 第8条		
例規番号	昭和62年条例第1号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (使用料の減免)  第8条 市長は、公益上特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文及び赤平市ふれあいプラザ設置条例施行規則第6条の規定による。  (使用料の減免)  第6条 条例第8条の規定による減免基準は、別表のとおりとする。  2 使用料の減免を受けようとする者は、使用申請書により市長の承認を受けなければならない。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日



ID: 171

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

処分の概要	使用料の還付承認		
例規名 根拠条項	赤平市ふれあいプラザ設置条例 第9条ただし書		
例規番号	昭和62年条例第1号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (使用料の還付)  第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号の一に該当するときは、その全額又は一部を還付することができる。</p> <p>(1) 第6条第4号の規定により、使用承認を取り消したとき。  (2) その他市長が特別な理由があると認めたとき。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文及び赤平市ふれあいプラザ設置条例施行規則第7条の規定による。  (使用料の還付)  第7条 条例第9条ただし書の規定により使用料の全額又は一部を還付するときは、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 使用者の責に帰することのできない理由により使用できなくなったときは、全額還付する。  (2) 条例第6条第4号の規定により使用できなくなったときは、全額還付する。  (3) その他特別の理由があると認めたときは、全額又は一部を還付する。</p> <p>2 前項各号の規定により使用料の還付を受けようとする者は、ふれあいプラザ使用料還付申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 172

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

処分の概要	特別の設備等の承認		
例規名 根拠条項	赤平市ふれあいプラザ設置条例施行規則 第4条		
例規番号	昭和62年規則第1号		
<p><b>【根拠条文】</b> (特別設備等の制限) 第4条 使用者は、プラザの使用にあたって特別の設備を設け、又は特殊物件等を搬入しようとするときは、使用申請書により市長の承認を受けなければならない。</p> <p><b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日